

第一次北九州五市合併運動の考察

徳本, 正彦
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1786>

出版情報 : 法政研究. 49 (1/3), pp.233-285, 1983-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

第一次北九州五市合併運動の考察

徳本正彦

本稿は、さきに発表した「北九州五市合併運動前史―第一期―」（『法政研究』第四七卷第一号）、ならびに「北九州五市合併運動前史―第二期―」（『法政研究』第四七卷第二―四合併号）につづく第三稿である。本稿が成るについては、昭和五六年度文部省科学研究費（一般研究C）の助成を受けている。

はじめに

第一節 五市合併運動の発端

第二節 代表的五市合併論

第三節 県の合併準備工作

第四節 合併運動の顕在化

第五節 合併運動の停頓

おわりに

はじめに

すでに前稿で明らかにしたように、北九州における広域合併への動きは、とくに明治二〇年代にはじまっている。

それからの四〇年間は、合併運動のいわば前史であった。そして、そのうえにたつて、北九州の五市合併運動ははじまるのである。

合併運動は昭和一〇（一九三五）年頃から表面化するが、以来、実際に合併を実現させた昭和三〇年代の運動までのあいだに、三次にわたって具体的な動きをみせる。公式の記録は、この過程を五市合併の歴史的背景として、ただ動きの継起的順序にもとづいて、その表面化した部分だけを第一回、第二回、第三回の合併運動と並列的に区分してあげるにとどまっている。北九州市の『北九州五市合併の記録』がそうだし、それをそのまま再版した、福岡県の『北九州五市合併の記録』もむろんそうである。⁽¹⁾大都市制度史刊行会の『大都市制度史』は、「戦前における北九州五市の合併運動」と「戦後初期における合併問題」という区分をしたうえで、三回の動きを記録しているが、その内容も北九州市のその踏襲にすぎない。⁽²⁾また一〇指を数える関門北九州六市の「市史」や「市誌」のたぐいのなかで、五市合併問題を取りあげているのは『門司市史第二篇』だけであつて、同記録は「第四編五市合併」の項をもうけて若干の資料を記録しているが、それも表面的な範囲を出るものではなく、方法的にも、右の記録と大同小異である。⁽³⁾なお小林安司『北九州五市合併問題の歴史的展開』は、部分的にはややくわしい記述がみられるものの、その典拠が明確でないところが多く、認識方法もまた同様に並列的であつて、基本的文献にはなしえない。⁽⁴⁾ついでながら、当時に書かれた諸論稿のうち、研究論文の名にあたいするものは宇賀田順三「北九州五都市合併問題の検討」⁽⁵⁾くらいであるが、この論文はあとにものべるように、行政学の立場から主として合併をめぐる論点を検討したもので、過程論的アプローチをしているものではなく、事実過程追求のよりどころとはなりえない。そういうわけで北九州五市合併の歴史的背景は、その運動の前史だけでなく、運動の過程そのものも、いまだほとんど解明されていないのが実状なのである。

本稿以後の研究の目的は、このように、いまだ不明確な合併運動の歴史的過程を明らかにしていくことにある。ただこの運動の経緯をめぐっては、右の公式記録の状態からもうかがわれるように、保存されている第一次資料がきわめてとぼしく、いきおいその検討にあたっては、新聞資料にたよる面が大きいことをおことわりしておきたい。ただし、各種の新聞（全国紙の地方版ならびに地方紙）についてはできるかぎりの比較検討はしており、その結果として、さきの「前史」では『門司新報』が、本稿では『福岡日日新聞』がより多く活用されることとなったのである。ただしそれは、この両紙がそれぞれの時期において、合併問題の報道にもっとも力をいれており、その報道内容の信憑性もまたたかいからにはかならない。

なお、本稿以後において考察する合併運動の歴史的な位置づけをめぐって、まえもって次のことだけを一言しておく必要がある。すなわち、五市合併運動の歴史的経過をみると、継起的には三次にわたる合併への動きがあるが、第一次のそれは、主として県当局の側からのものであり、第二次のそれも基本的には合併論議のより小規模な再燃にすぎない。実質的に市民をふくんだ運動というのは、第三次の動きにおいてはじめてあらわれる。一回目、二回目の動きと、三回目のそれとは、運動の性格がはっきりと異なるのである。むしろこれは、運動の条件の段階的な相違とも関連している。前二回の動きは一五年戦争下での動きであり、三回目のそれは戦後期におけるものであって、両者のあいだには、地方自治機構をはじめとする、政治構造の質的転換があるのである。したがって、三次にわたる動きは、その内容と条件とからみて、まずは一五年戦争下のそれと戦後期のそれとの二つの段階に区分されなくてはならない。この認識を欠いた合併運動の歴史は、なによりも運動の質的性格を把握していないものといわざるをえないのである。

一五年戦争下における二次にわたる合併運動の基本的特徴は、一言でいえば、市民不在の官治的合併運動であった

というところにある。それは、「満洲事変」後の準戦時体制下において、昭和一〇（一九三五）年頃から顕在化し、日中戦争の開始時点（昭和一二年夏）において衰退化するが、数年後の太平洋戦争下においてふたたび再燃する。本稿で考察するのは、この準戦時体制下における第一次の五市合併運動である。

第一節 第一次五市合併運動の出發

一、運動への転機

運動「前史」の検討からあきらかなように、北九州五市合併運動が生まれてくる端緒となったのは、昭和四（一九二九）年九月以来、「北九州五市連市計画」というかたちで具体化がはかれてきた、広域的な北九州都市計画であった。その中心的な指導者であった東後琢三郎は、昭和九年四月、『都市問題』に「北九州地方計画」なる一文を寄せ、そのなかでこう述べている。

……之を個々に見れば夫々独立したる都市なるも、その間互に有無相通じて依立的關係を有し、之を綜合的に見れば人口五十万の一つの有機的連繫都市を構成して居るのである。……

従って之に都市計画区域を定むるには、法律の規定に依り止むなく夫々の市を中心とする五個の区域に分ったけれども、實際の内容は一の区域として取扱はざるを得ないのである。⁽⁶⁾

似たような問題意識が港湾行政の面でもたかまってきたことは、おなじ四月に、広島で開かれた港湾協会第七回通常総会に、〈関門北九州諸港の重要性に鑑み、政府に於て速かに統制的施設計画を樹立せられん事を政府に建議するの件〉が、福岡県および地元各市から第一案件として提出されたことにもうかがわれる。⁽⁷⁾この時期において合併問題への志向性をもっていたのは、県の都市計画課と地方課、それに県ならびに関門北九州六市の港湾土木関係担当者

の一部であったといつてよい。

しかし、そのような合併への志向が運動となってあらわれるためには、県行政の機構からして、知事ならびに担当部局幹部の理解と積極性が必要であった。ところが小栗知事はじめ県政幹部は、合併問題についての検討を行うことについては了承していたものの、この年の秋に人事異動が予定されていたこともあって、それからさらにふみ出すまでの積極性はもたなかったのである。いきおい東後らが、新幹部の着任に期待を寄せたであろうことは、容易に想像される。

そうしたなかで、昭和九年一月はじめ、小栗知事が警視總監に転出したあとに畑山四男美が福島県知事から転任してきた。発令が一〇月二六日付だったこともあって、事務引つぎは東京で行われ、その着任に際しては多数の部課長が下関まで出迎えている。この大げさな出迎えはいつものことであったが、ただ今度は新任知事が、やり手の「新官僚の寵児」と目されていたむきもあって、そこに一部リーダーの期待がこもっていた。さらにこれにすぐつづいて、のちに最初の総務部長となる平敏孝が、内務部長として奈良県から着任している。だが、「畑山四男美氏が知事として着任するや、五市合併問題はここに新たな展開になすにいたる」という点については、それが一つの画期にかかわる問題であるだけに、もう少しつめてみる必要がある。新知事はそれまでもっぱら農村県をまわっていた人で、福岡県をはじめての土地であったし、しかも関係部局のトップであった内務部長も着任したばかりであった。新知事が工業地帯北九州の諸問題の事情をのみこむまでには、少なくとも数カ月の期間は必要であったとみるのが順当であろう。

昭和九年一二月末、畑山知事は筑豊ならびに北九州をおとずれたが、小林安司によれば、知事はこのとき、「平総務部長が乗気になっているようで、五市合併の必要は確になるだろう。先づ八幡、戸畑、若松の三市の合併が考へられる。要はまず手近なところから漸進的に計画を進めて北九州都市合併の大成をはかるべきだ」と述べたといわれる。⁽¹⁰⁾

さきの公式記録などもこの点を踏襲し、運動の出発が洞海三市合併論からはじまったとみなしているかのようであるが、筆者の見るところでは、この発言なるものはそれほど重視すべきではない。総務部はまだ発足していなかったはずだし、新総務部予定者の意味で述べたとしても、地元へのインパクトの強さを考えれば、ベテラン行政官たる知事がこの時点で洞海三市合併論を打ち出すのは、先走りしすぎているようにおもわれるからである。たとえこの発言が事実であったとしても、それは「新官僚」としての一種の気負いから口がすべったとみる方が妥当なようにおもふ。いずれにせよ、この知事発言から新しい動きがはじまるとみるのは、いささか皮相の感がする。事実、その後の動きをみても、県当局のあいだでは、洞海三市合併論は、ほとんど問題とされてはいないのである。

新しい動きへの転機は、むしろ次の点にみるべきであろう。すなわち、かねてより合併問題についての非公式な検討は、県の都市計画課や地方課の一部で行われていたが、それは昭和一〇（一九三五）年一月、内務部が廃止されて、新たに総務部が設置された時点から、それを契機として拡大する。⁽¹¹⁾すなわち、新発足した総務部は、地方課を中心として合併へむけての調査研究をすすめる方針をとることとし、それを受けて新総務部長平敏孝が関係各方面との接衝をはかるために上京したのである。平総務部長は二月二四日に帰任したが、このときかれは、北九州五市合併問題について次のような発表を行っている。

総務部新設当面の記念事業として、近き将来是非とも五市合併を実現したい県の方針から、内務省の地方局長と都市計画課長にお会ひして実情を話した上、これは国家的に見て重大だから本省の援助を求めねばならぬので、議会が済んで一度実地視察に来福されるやうくれぐれも頼んだ。本省の方でも北九州の工業都市合併を重視してゐるが、現在のやうに小都市分立して連絡のないことはよくない、理想としては下関を含んだ北九州六都市を合併、打って一丸とした大都市を構成し名実ともに日本の大関門を形成すると同時に、ここに特別市制による完備した特別行政区域を設定することが必要と思つてゐる。政府でも特別市制について目下

法津案を作成中と云ふから、出来れば関門、北九州六市の重要性を認めて特別市制適用を考慮して貰ひ度い希望である。⁽¹²⁾

この発表のなかで注目すべき点は二つある。一つは関門北九州六市合併論が出されていることであり、二つめは特別市制適用の問題が出されていることである。前者については、県当局が、従来の関門一体論、洞海三市合併論、北九州五市合併論のすべてを包含しうる六市合併論でスタートしたということであつて、そこには一方では六市合併への志向があつたと同時に、他方では調査段階からの摩擦は避けなければならないという意向があつたかと思われる。また後者については、昭和五年に大都市制度調査会が設置されて以来、内務省における大都市制度をめぐる新たな論議への対応という、内務官僚の問題意識をみてとることができる。

二、特別市制問題の動き

ではその頃、特別市制問題をめぐる動きはどうだったのであろうか。わが国における大都市制度への志向は、遠く明治にはじまっているが、東京をはじめ、大阪、京都、名古屋、神戸、横浜のいわゆる六大都市が、特別市制を目指して足並みをそろえるようになるのは大正に入ってからである。大正一一（一九二二）年の「六大都市行政監督ニ関スル件」ならびに同一五年の「六大都市行政監督特例」などは、そうした動きに対する国家の側からの対応であつたといえよう。しかし六大都市はそれにあきたらず、各都市の膨脹ともあいまつて、昭和に入ってからはいっそう特別市制の樹立へむけての運動をつよめていたのである。

昭和六（一九三一）年一月、かねてより六大都市において選出されていた特別市制促進実行委員は一堂に会して促進決議を行い、関係各機関に陳情行動を行ったが、それを皮切りに、東京に常設の連絡事務所がおかれ、以後毎年のように六大都市市会議長会、六大都市市長会、その両者の連合協議会、さらには六大都市関係代議士協議会などが、

くりかえし促進決議や陳情を行っていた。そしてこの過程において、東京については都制案、他の五大都市については特別市制案をとり、まず都制案の実現をはかり、つづいて五大都市の特別市制の施行をめざすという方向がほぼ明確になってきていた。

とくに昭和一〇年前後の動きとしては、昭和九年三月に六大都市の特別市制促進協議会が開かれて、「二重監督撤廃」によって財政の独立をはかることについての申し合せがなされたのにつづき、同協議会は、同年五月には東京都制案及五大都市特別市制案の提出ならびに「二重監督撤廃」問題の実施についての陳情申し合せを行い、さらに同年一二月にも「二重監督撤廃」問題に関しての政府への要望を行い、翌昭和一〇年六月には改めて運動の具体的方針を申し合せ、同年一〇月には、重ねて運動方針を協議するとともに、改めてまた都制法案並に特別市制法案の立案についての政府への要望決議を行っていくというぐあいであった。⁽¹³⁾このような一連の動きが、北九州連市計画をかかえる福岡県の、行政リーダーの問題意識に一定のインパクトを与えていたのである。

三、県の意志表示

平総務部長の新聞発表は、もとより畑山知事の了解を前提としてのことであったとおもわれるが、実質的な北九州合併問題へのとりくみは、それ以後、都市計画課と地方課による調査研究の具体化というかたちで進展する。畑山知事が合併推進のほらを固めるのは、この時期、つまり昭和一〇年春のことであったろうと推定される。着任以来、対外的には公式の意志表示をしていなかった知事は、この年の五月三日から開かれた地方長官会議において、しかも天皇の「御下問」に「奉答」するということかたちで、北九州合併問題についての説明を行う。その内容は、北九州五市と隣接町村との合併の機運があること、制度化の際にはそれに下関を加える必要があること、その第一段階としての戸

畑、八幡、若松を中心とした合併論があること、などについて「奏上」したもので、知事自身の直接的な態度表明ではなかったが、当時の天皇と地方長官との関係からして、このようなところで北九州の合併問題をとりあげたこと自体のなかに、知事の態度が固まってきたことをうかがうことができよう。¹⁴⁾

しかし、県当局の実質的な動きは、一方における地方課を中心とした北九州五市の市政監査をつうじての合併資料作成作業の着手と、他方における東後琢三郎を中心とした都市計画課の合併理論の発表というかたちではじまっていた。なかでも、昭和一〇年五月の全国都市計画課長会議での問題提起につづいて、同年六月七日から九日まで福岡で開かれた全国都市計画協議会のメイン・テーマの一つに、北九州合併問題が設定されたことが注目される。

当時の新聞報道によれば、この協議会の出席メンバーは、内務大臣代理松村本省都市計画課長、池田都市計画研究会理事ほか四人の内務省技師をはじめ、地元からは、畑山知事、平総務部長、坂本土木部長、東後事務官ならびに全国の府県関係職員四五〇余名である。¹⁵⁾ここで東後琢三郎は地元（というよりは福岡県）を代表するかたちで、北九州合併問題についてその必要性を指摘する方向での研究発表を行ったのである。それは知事、両関係部長臨席の場でもあり、事実上の福岡県の態度表明であったといつてよいであろう。協議会終了後、参加者を北九州視察に案内したのも、そのあらわれであったといつていい。

こうして福岡県は、地元北九州に先立って、昭和一〇年春の段階で、北九州合併運動へその第一歩をふみだしたのであった。

第二節 代表的五市合併論

一、県当局の五市合併論

この県当局者の合併問題についての態度表明は、よりまとまったかたちとしては、昭和一〇年六月号の『都市公論』ならびに『都市問題』誌上に、この問題の実質的リーダーといふべき部分が、その所見を發表するという方法をとってさらに明確にされた。とりわけ『都市公論』の場合には、おそらく福岡県側からの働きかけもあったのではないかと想像されるのだが、合併問題を中心として北九州特輯号を組んだのである。

ここで表明された県当局の合併論を代表しているのは、県都市計画課の柴田徳雄が『都市問題』に發表した「北九州五市合併の諸問題」と、同都市計画課長東後琢三郎が『都市公論』に發表した「都市計画より観たる北九州五市合併問題」である。ここでは、まず表題からもわかるように、両者そろって、五市合併論を主張していることが注意をひく。洞海三市合併論はむろんのこと、さきの平総務部長見解における関門・北九州六市合併論も背景にしりぞいているのである。では五市合併について、柴田と東後はどのような主張を展開したのであるうか。

柴田はまず、「北九州五市は地理的に経済的に倚立関係を有し、人情風俗習慣一として相異なる所なく、其の合併は当然過ぎる程当然である⁽¹⁶⁾」としたうえで、北九州五市が大陸との関係をふくめて西日本の中心たるべき位置にあることを指摘し、これからの北九州にとっては、工業用水と飲料水の不足の解決、総合的港湾計画の樹立、各種公共施設の設置、総合的都市計画の実現等がどうしても必要であり、そのためには「五市合併は絶対必須の要件である⁽¹⁷⁾」と強調する。しかし柴田によれば、合併途上の難関は、「合併が各政党政派の現有勢力に及ぼす地盤関係⁽¹⁸⁾」であり、なかでも市会議員の定数が減ることが難点だが、北九州の、ひいては日本の産業の発展のために、「小異を捨てて大同につき、緊禪一番、一路合併に邁進せられんことを切望して止まない⁽¹⁹⁾」というのである。ここで柴田が附している「参考諸表」は、おそらく地方課の手になる合併資料であろう。

では東後の説くところはどうか。その見解は柴田のそれをより綿密化したものといつてよい。東後はいふ。五市の

発展にともない、過去数年間、各市経営上、各市間において、洞海湾における船舶給水問題、若戸間貨物渡船問題、港灣修築問題、関門連絡問題、門司鉄道局小倉移転問題、小倉市の屠場建設位置問題、三菱染料工場誘致位置問題をはじめ、道路、住宅問題など、各市間の対立をはらむ繁鎖な諸問題が生じてきており、市民は二重施設による負担の加重に堪えがたくなってきており、「茲に各市間の関係に強き統制方法の必要が痛感されるのである。」⁽²⁰⁾とところで現行法上この統制方法としては、都市計画による統制と、市政監督上の指導と事務組合制度とがあるが、そのいずれも充分に有効とはいい難く、「現行法上に於て唯可能なる方法は、社会上経済上より観て一体をなせる一区域をなせる一区域は、各市の独立を廢し宜しく五市合併して単一政治体とし、各種施設の關係に於て行政一途に出づるの方法以外ないのである。」⁽²¹⁾と。つづいて東後は「今日に於ては此地方の識者間は五市合併論に付いては唯一人も非難する向はない」けれども難関も多かるうとみているようだが、しかし、従来の市町村合併の際に困難視された諸問題の多くは北九州においてはそれほど困難とはおもわれず、ただ残るのは「市會議員其他名譽職の問題、市民の負担關係又此地方の合併に依って生ずる市役所の位置問題等」であつて、「是等の点に付てはその取扱方に相当慎重なる考慮を要するものと考へられる。」⁽²²⁾としたうえで、次のように説いている。

しかしながら現在北九州五市に於て最も悩みとしつつある大問題は、

- 一、北九州工業用水問題
- 二、墓地、塵芥焼却場、火葬場等衛生施設の完備
- 三、洞海湾の統制問題
- 四、下水の統制問題
- 五、都市防護の設備問題

六、各種施設の二重投資に依る負担加重問題

七、中央大公園の建設問題

八、上水道経営の合理化

等であつて、何れも一市の独善的自治に依りて解決し得るものでなく、五市が一体となり、その自治に於てのみ合理的解決をなし得るものと信ずる。是等の大問題を有利且合理的に解決することは、単に局地的利益を計るものに非ずして、北九州の誇る地理的優位を益々強化し、以つて我国産業の発達と国勢の隆昌に寄与するものに外ならず、北九州に於ける工業が我国産業上に占むる地位と北九州の国際的重要性とを深く認識するに於ては、宜しく目前の利害を捨てて永遠の利益を享受すると、北九州の我国産業上に有する地位向上を計るこそ、国民の義務と言はざるを得ない。要は此処に五市の市民が十分にこの点を理解し、小異を捨て大同に着くの雅量を示すと同時に、指導にその人を得て市当局者並市政関係者市民が一体となり、一致協力健全なる都市の建設に邁進し、以つて北九州地方永遠の繁栄を得られむことを望む次第である。²³⁾

東後の見解は、当時の県当局のそれをもつともよく代表するものである。そこには行政上の具体的な課題とともに、事態についての一定の先見性もみてとることができる。とくに、一部事務組合制度の限界を指摘していることや、市会議員の問題、市民の負担問題、庁舎の位置問題を解決すべき難点としてとらえていること、工業用水や上水道、港湾問題等とならんで、塵芥焼却場や下水問題、公園問題等を「大問題」としてとらえていることなどはそうである。しかし同時にここでは、当時においてはあたりまえとされていたこととはいえ、官治的立場からの発想をみてとることができる。「統制」という用語がしきりに使われるのもそうだし、「識者」の意向だけが問題とされるのもそうだし、「非難する向はない」と断定するのもそうである。さらにいえば、結語にみられるように、「国勢の隆昌」のため「国民の義務」として「小異を捨て大同に着く」ことが強調されることのなかに、全体主義的イデオロギーの影

響もみてとることができよう。なによりも、住民の立場や住民の福祉が、ほとんど重視されていないところに、この合併論の時代的限界があったといわなくてはならない。

二、県会における五市合併論

ところで、このような動きは、同年一二月の福岡県会における議員発言ならびにそれに対する知事答弁となつてあらわれた。さきにもふれたように、福岡県会においては、大正一一(一九二二)年の小林庄三郎による問題提起をはじめとして、昭和五年、六年には洞海三市合併論が、地元選出議員によって出されたのであつたが、それは県当局の具体的なとりくみにまではすすまなかつた。だが今回はいささか事情がちがつていた。なぜなら今度は逆に県当局のとりくみがすでにじまつていたからである。しかしここではすでに、これまでの合併論が、五市合併構想へと収斂されてきていた事情があり、それを背景としての、県会における五市合併論の登場となつたのである。

県会における五市合併論の提起者となつたのは、林信雄議員であつた。この林発言は、県会における合併論議の一つの転機をなしていると同時に、当時の問題状況をよくあらわしているので、少し長くなるが関係部分の全体を示しておこう。

……次ニ地方的ナ問題ニナル如クデアリマスルガ本県ノ地勢上カラ致シマシテ、本県ノ県勢進展ノ上ニ就キマシテ重大ナル意義ヲ持ツト考ヘテ居リマスル北九州ニ所在致シマスル五市合併ノ問題デアリマス、之レハ決シテ私ノ新發明ヤ考案デハ元ヨリ無イノデアリマス、平総務部長御就任間モ無ク之レヲ御声明ニナツテ相当ナル御活躍ガアツタ事ト思フノデアリマス、此ノ事柄ノ重要性ハ今更ラ啾々ヲ要シナイノデアリマスルガ、此ノ事柄ノ取り運バレマスル事ハ一日之レガ早ケレバ一日利益ガアリ、日一日遅ケレバ一日損失ガアルノデハナイカト考ヘルノデアリマス、ト申シマシテモ左様ニ簡單ニ行ク可キ事柄デハ無イト云フ事ハ知

ツテ居ルノデアリマスルガ、相成ル可ク之ニ御努力願ヒマスル事ハ諸般ノ施設ニ於テ幾多利便ヲ感ジ、其ノ早キ事ニ依ツテソノ經濟的利益モ非常ニ大ナルモノガアルト考ヘルノデアリマス、舊ニ県下ノ經濟的ノミナラズ廣ク國家經濟上カラ致シマシテ大ナル利益アル問題デアルト考ヘテ居リマス、平総務部長ニ於テ、ソノ事ノ御声明アリマシテ以来、時々ソノ問題ノ促進サル可キ状況ハ追加サレテ參ツテ居ルノデアリマス、挙ゲテ云フ迄モナク鐵道省ニ於ケル計画ト致シマシテノ関門隧道ノ其ノ着工モ近ク為サレムトスル形勢ニアリ、又地方ニ依リマシテ国道ト致シマシテノ関門トンネルノ要望モ効ヲ奏セントスルカノ形勢ニアリ、当福岡県ニ於テモ洞海湾ニ於ケル港灣施設ノ綜合的計画ヲ實現スル事ニ相成ツテ居ル幾多ノ状況ヲ考ヘ合セマシテ、此ノ事ノ實現ノ一日モ早キ事ハ福岡県民二百七十五万ノ真ニ一大利益ヲ招来スルモノデアルト私ハ考ヘル、地方的ニ見マシタル利便、及經濟的利益ト云フモノ、莫大ナル事ヲ考ヘマス時ニ於テ層一層ソノ事柄ノ促進セラレム事ヲ切望致シテ居リマスルガ、最近ニ於キマシテハ、不幸ニ致シマシテ余リ多クノ御努力ガ払ハレテ居ラナイノデハ無イカト云フ感ヲ密カニ有ツモノデアリマス。コノ意味ヲ以チマシテ過去ノ経歴或ハ現在ニ於ケル程度、ソウ云ツタモノヲ御聞カセ願ヘマスレバ幸デアリマス、今後ニ於キマスル此ノ問題ノ促進、ソノ御抱負ニ就テ相成ル可ク具体的ナル御抱負ヲ承ツテ見タイト思フモノデアリマス、然モ此ノ点ニ関シテ考ヘマスル事ハ此ノ点ハ長官閣下ノ特ニ御敬虔ナル氣持ヲ以テノ御答ヲ願イタイト思ヒマスルノハ、願ヘナイト云ハレマスナラバ格別デアリマスルガ日ニチヲ私、指摘スル事ハ致シマセヌガ、知事ニ於テ過グル地方長官會議ニ於テ陛下ノ御拜閱ヲ賜リマシタ際畏レ多クモ県政ニ対スル御下問ガアツタヤニ拝聴スルノデアリマス、而モ之ノ際長官トシテ答ヘラレタル重要ナル問題トシマシテ県下北九州五市合併ノ情況ノ御奉答ヲ為サレタカニ承ツテ居ルノデアリマス、果シテ然リト致シマスナラバ、其ノ際長官ニ於テハ此ノ問題ニ就テ如何様ナル御奉答ヲ申上ゲラレタノデアリマスルカ、承リマシテ之ノ問題ニ対シマスル吾々ノ善処ヲ考ヘタイト考ヘルノデアリマス、県当局ニノミ此ノ問題ヲ御願ヒシヤウト考ヘルノデハアリマセヌ、不肖微力ナル私等ニ致シマシテモ充分ソノ御指導ニ依リマシテ努力致シタイト思ツテ居ルモノデアリマス、ドウカ之等ノ点ニ対シマスル御差支ヘ無キ範圍ノ御意見ヲ承リタイト思フノデアリマス⁽²⁴⁾

この林議員の合併論は、当時存在した常識的な合併論を代表するものであり、理論的に特別の意義をもっているわ

けではないが、それが県会において主張されたことに政治過程論的にみて意義があるのである。その意味から同議員の問題提起を検討してみると、いくつかの点に気がつく。その第一はさきの平総務部長「声明」が新たな動きへの契機をなしていることがうらづけられているということであり、その第二は五市合併の必要性がたかまってきた要因として、鉄道、国道両方の関門トンネル問題ならびに洞海湾総合計画問題がとらえられているということであつて、これらの二点は本稿の所論と対応する。つぎに第三は、「余り多クノ御努力ガ払ハレテ居ラナイ」と不満をのべ、天皇への「奉答」内容をただすことによつて、知事の姿勢を問おうとしていることである。みられるような低姿勢の言葉のなかにも、今様にいえば、同議員の「つきあげ」をうかがうことができよう。それを地元市民の意志の反映というには、地元の動きはまだ目立ってはいはなかつた。しかしそこに、同議員をはじめとする地元の一部リーダーの積極志向をみてとることは可能であろう。

ではこの質問に対して畑山知事はどう答えたのであろうか。その答弁内容は次のとおりである。

……次ニ北九州合併ノ事ニ就テノ御話デアリマスルガ、北九州合併ト云フ事ニ就キマシテハ現在ノ彼ノ所謂五市並ソノ附近ノ非常ナル発達、人口ノ増加ト云フ事ニ依ツテ早晚之レガ合併ヲ行フ可キモノデアルト云フ考ヲ以ツテ居リマス、然シ之レハ何分ニモ地元ノ各市町村ノ自由意思ニ基クコトデアリマシテ県デ之レヲ強制スル事ハ出来ナイノデアリマスルガ成ル可ク之レヲ促進致シタイト云フ考ヲ以チマシテ現在庁内ニ於キマシテモ一応ノ調査ハ致シテ居リマスルガ更ニ色々詳シイ調査ヲシナケレバナラント云フ考ヲ以チマシテ唯今ノ提出予算ノ中ニモ些少ナガラ調査費モ計上致シテ居ル様ナ次第デアリマス、私ノ考ヘトシテハ成ル可ク早く之レガ合併、特ニ若松港ノ改修ト云フ様ナ事ヲ考ヘマシテモ亦工業用水其他各種ノ問題ニ就キマシテ是非之レハ五市並其ノ附近ヲ合併セシムベキモノデアル、ソノ方ガ遙カニ利益ガ多イト云フ様ニ考ヘテ居リマス⁽²⁵⁾

知事は「奉答」問題については答弁を避けたが、知事自身の公的な意志表示として、ここに「五市並其ノ附近」の

合併を促進していく姿勢を示すに至ったのである。この県会では、知事が言及している合併調査費も、わずか千円ではあったがすんなりと承認された。こうして第一次五市合併運動は、県関係当局における合併論の公然化と、県会でのそれへの呼応というかたちをとって、スタートを切ることになったのであった。

第三節 県の合併準備工作

一、準備工作の背景

ところで福岡県は、北九州の問題については、合併論もさることながら、より現実的には広域土木事業の検討を迫られていた。洞海湾改修工事ならびに北九州工業用水計画がそれである。それは一面では合併論を生み出す背景となっていたが、同時にまたそれは、合併の成否のいかんにかかわらず、具体化をすすめるべきではない課題でもあったのである。そのため、県の都市計画、港湾、土木関係当局者は、昭和十一年の前半期をその検討にあてねばならなかった。その最後のつめは、七月一六日に行われ、知事は坂本土木部長、東後都市計画課長、古賀河港課長、永瀬都市計画課技師と、用水計画の具体化を決定した。このとき知事はこう語っている。

利水問題に関しては政府でも非常に重要視して居り特に北九州用水についてはさきに本省からも調査に来ており洞海湾の総合計画と併行して実現されねばならぬと考へて居るので是非共明年度予算に計上することとし、今迄の経過その他につき聴取したこの事業も北九州五市が合併出来るならば合併市で実施してもよいと考へるが事業の性質上合併実現迄待つて居る訳にも行かないので県営で実施の方針とした総工費は千五百万円で五ヶ年継続事業になるはずだ。⁽²⁶⁾

県当局には、用水計画の実施主体に「合併市」を望むむきもあったであろうが、それをまつわけにはいかないというのが実情であった。しかし大規模な北九州の広域的土木事業にとりくんだということが、県の合併準備工作の背景

となっていたことはたしかであろう。

つきにこれと同時に、もう一つ見落してはならない事情がある。それは軍の要請との関係であって、直接的には、この年の秋、九月二十七日から三日間を予定された関門北九州防空大演習と関連する。この防空演習の実施が軍（久留米第一二師団）において決定されたのは六月一三日のことであるが、県当局はそのあと、さきに行われていた若松、戸畑両市の市政監査につづいて、防空演習の実施時点までに門司、小倉、八幡三市の監査ならびに関連資料を整備することを決定している。⁽²⁷⁾ 具体的な動きが八月からはじまってくるのは、以上のような二つの事情があったからだと思われる。ではその動きとはどのようなものであったか。

二、準備工作の開始

八月五日、知事は県庁内各部課長の北九州合併問題についての意見書を七日までにとりまとめることを要請した。そのうえにたつて、八月二一日、総務、土木、労務、経済各部よりなる部課長会議が総務部長室において開かれた。この会議は、内容としては意見交換を主とし、各課から出された関係資料を検討のうえ、さらに調査資料をつめていくことを申し合わせたのであるが、直接的には、北九州における懸案の諸問題について中央政府当局と接衝のため同日夜上京する知事の出発に歩調をそろえたものであり、「第一回関係部課長会議」として、県の公式的な準備工作の開始を告げるものであった。⁽²⁸⁾

つづいて同月二四日、二五日には、平総務部長、東後都市計画課兼経理課長、佐藤地方課長、中島地方課事務官を中心とする関係当局者会議が開かれたが、この席上において中島事務官の立案による「五市合併準備工作方案」が出され、それを基礎とした北九州五市合併案をもって、佐藤地方課長が急遽上京して、畑山知事に報告するとともに、関

係当局に意向打診をすることになった。この間わずか数日、おそらく知事上京中に、合併構想を政府関係当局に示す必要があると判断されたためであろう。このとき平総務部長は、報道機関にこう語っている。

諸種の調査が進むと共に五市合併問題は延ばせば延ばす程合併に関する困難の程度が増すと云ふ見極めがついたのでこの際合併工作について極力諸般の準備を進めるため地方課長に上京して貰ひ政府当局の意向を聞くと云ふことにした。何分、市の合併としてはさきに京都市と伏見市との合併があった位で前例も少く且つ五市と云ふ広範囲に亘るので合併関係の専門的調査の必要を認め専門の委員会を設け出来るだけ急いで遅くとも皇紀二千六百年迄には実現したいと思⁽²⁹⁾っている。

と。この情勢判断の根拠がどこからでたかについて、これまで述べてきたような状況への判断が働いていたことは間違いない。ただ、「延ばせば延ばす程困難が増す」ということについては、あとで平総務部長自身が述べているのであるが、この時点⁽³⁰⁾において、五市の市民の税負担関係が平均しており、市債状況も均衡がとれており、延引すればこの均衡がくずれするという判断がくわわっていた。たしかに五市の利害がくいちがえば、それが「不協和音」の大きな要因となることはあきらかであった。しかし客観的にみれば、「不協和音」が出てくる可能性はそれにとどまらなかったというべきだろう。なぜなら、ここまでの動きは、一貫して県当局者のベースですすめられ、地元の意向をま⁽³¹⁾つてという姿勢は、ほとんどみられなかったからである。なお合併構想については、「皇紀二千六百年」ということ以上には語られなかったが、その案の内容については、当時、福岡日日新聞がこれをスクープして伝えている。それによれば、合併区域は五市に企救町、折尾町、上津役村の二町一村を加えた二二、八二三ヘクタール、人口六一五、〇九四人（昭和一〇年国勢調査）であり、合併実現時期は遅くとも「皇紀二千六百年の紀元節」（昭和一五年二月一日）とするというものであって、面積において東京、大阪につぐ第三位、合併実現段階における人口を七〇万人としていた。またこのとき、県当局は佐藤地方課長に合併関係資料を携行させたのであるが、そこであげられた合併理由

は、都市経済の統制化、都市経済の合理化、都市対立による弊害除去、合併関係市町村の財政確立と経費節減、の四項目であった。⁽³²⁾

関係当局者会議は、さらにひきつづいて八月二六日にも開かれた。連続三日の検討会議であり、当時の熱意のほどがうかがわれるのであるが、ここでは右の新聞報道との関連もあつてか、合併実施時期についての再検討がなされるとともに、主要な問題点を確認し、総合的な合併調査を行う方針が決定された。すなわち合併時期については、早い方がよいということで、地方課が主唱した、明治二十一年の自治制発布から五〇周年の記念日にあたる、昭和一三年四月一七日をめどとすることになり、主要な問題点としては、市議員定数問題ならびに衆議院選挙区問題（総務部関係）、小中学校増設問題ならびに失業対策問題（学務部関係）、洞海湾総合計画、北九州工業用水、若戸海底トンネル、北九州緑地中央大公園、その他の都市計画問題（土木部関係）、経済関係調査ならびに中央卸売市場と商工会議所問題（経済部関係）などがあげられていた。⁽³³⁾

県当局による準備工作は、このように、内部的には関係部局による調査活動、検討会議というかたちですすめられ、対外的には、なにはともあれ内務省の意向打診とそれへの働きかけというかたちですすめられたのである。それは内務省の監督下に、県が市町村を統轄するという集権的な官僚構造を反映しての動きにほかならなかった。

三、内務省の態度

畑山知事ならびに佐藤地方課長は、九月二日に帰任した。このとき知事は、北九州工業用水問題や若戸トンネル問題など、いずれも内務省は大賛成だとしたうえで、五市合併問題については、「もちろん賛意を表してくれて地方局で充分研究することとなった。従って今のところまだ結論を得ない」と語っている⁽³⁴⁾が、この時点で内務省はどのような

見解を示したのであるか。この点については内務省の公式の記録はない。だがわれわれは、佐藤地方課長をつうじて、当時福岡日日新聞がとらえた資料によってそれを知ることができる。その大要は次のとおりであった。

一、膨大な都市を建設することは県の行政監督を十分にさせることが出来なくなると云ふ様な点からして大都市建設に二、三の異論があるが北九州五市の場合他都市膨脹の場合と異り地域的必然性を伴ふものであるから当然合併するべきで飽く迄地元の民意を尊重すべきである。

二、然し合併地域については慎重に考慮すべきで必ずしも広きを誇る必要はなくどこまでも合併の必然性に立脚すべきで専門的立場から合併準備調査を行ふべきである。

三、五市合併の問題と共に西日本の要衝関門海口を中心とする大都市建設としての下関を加へた六市合併問題も当然に考慮されるが、右は東京都制解決の後に来る特別市制問題と関連するものであるからしばらく保留すべきである。

四、合併の時期を徒らに急いで地元関係の感情を害することなく地元関係の総意に³⁵⁾ 因ることを妥当とする。

この内務省見解において特徴的な点は、五市合併を地域的必然性にもとづくものとの認識に立ったうえで、①地元の民意を尊重すること、②広さを誇ったり合併時期を急いだりしないこと、③六市合併は特別市制との関連において保留すること、などを指摘していることである。県当局の姿勢に比して、より大局的に問題をみていたといつてよいだろう。この時内務省は、このような見解を示すと同時に、近日中に地方局関係課長会議を開いて、合併問題に関する協議を行い、福岡県当局への指示をすすめる意向を示したといわれる。それは、政府が福岡県当局との連繋のうえに、五市合併問題にあたらうとする最初の動きであったといつていい。しかし、このあとの経過もふくめて客観的にみてみると、このような内務省の対応は、佐藤地方課長をつうじてとらえられた側面という範囲を出るものではなく、同時にそこには、都市の膨脹を抑制しようとする意向も存在していたことを見逃してはならない。ところが県政

リーダーは、いささか我田引水のきらいをもって内務省の態度を受けとめたのであった。

そこで県当局は、右の内務省の意向の面だけを受けて、その当面の方針を固めたが、その大綱はおよそ次のようなものであった。すなわち、

一、内務省の指示に従って合併工作を進めると共に、県当局としては合併による人口百万の都市経営を目標とする専門的諸調査を進捗させる。

二、関係地元の民意を尊重し専門調査に併行し合併委員会の組織、合併座談会の開催等を行って準備工作を進める。

三、合併時期としては昭和十二年内に大体の工作を完了するつもりで各関係方面の協力を待って進捗を期する。⁽³⁶⁾

というのがそれである。第一項、第二項に、内務省の指導が反映されていることが看取されるであろう。ただし、ここでは「内務省の指示に従って合併工作を進める」としているが、このことを以て内務省が五市合併の基本方針を決めたと解してはならない。それは次のような、内務省大村地方局長の慎重な談話によっても明瞭である。

北九州五市の合併は工業用水問題若戸隧道問題のみならず種々な方面から必要とされておるといふが地方局としては財政的行政的其他あらゆる方面から研究して見なければ今のところ何んとも云へないが去る三日行政課長にこれが調査を命じたから近く合併の可否がわかる筈だ。⁽³⁷⁾

四、地元リーダーの反応

では、地元の「民意」はどうだったのであろうか。新聞が民意を或程度まで反映するというかぎりにおいて、筆者は県紙の代表格としての福岡日日新聞が、この時期、合併問題を精力的にフォローしていたことに注目する。それだけではない。同紙はまた世論喚起にも力を入れていた。同紙が昭和十一年九月四日から二週間にわたって、「北九州五

市合併協力譜」と題して展開したキャンペーンなどはその典型だったといつてよからう。しかし、「民意」を人民の意志もしくは民衆の意向と解するならば、そのような民意はほとんどなんらの反応も示していなかったといつていい。その傾向は地元地域社会のリーダーのなかにも存在した。それはたとえば、商船門司支店長石垣廉の次のような新聞談話にもうかがうことができよう。

不明といふか認識不足といふか此迄北九州五市合併問題に対しては全く意を留めてゐなかつたが最近当局者に於て真面目に考へているといふことがやつとはっきり判つて今更自己の不明を恥ている。だから合併によりどうなるかといふことを一度も考へたことはない。⁽³⁸⁾

当時において「民」といわれたものは、事実上は「官」に対する「民」であり、その実体は関係リーダーにはかならなかつたのである。このことをふまえたうえで、地元リーダーの反応をみてみよう。

まず五市の市政リーダーの場合であるが、かれらはいずれも、原則的には合併に賛成の意向をしめした。しかしその反応のしかたには、それぞれの地域的利害を反映して微妙なくちがいがみられた。いまその特徴的な点を、市長もしくは助役の新聞談話からひろつてみると次のとおりである。

後藤門司市長 五つの市を「打つて一丸としたグレート北九州市を一日も早く実現すべきである。」「唯注意すべきことは一部でいふ洞海湾沿岸三都市の合併談は五市合併問題に較べて意義薄弱であるからこの際姑息な三市の問題は排撃すべきである門司市当局として忌憚なくいへば行政区域の問題さへなければ対岸山口県の下関市をも包含したい……」

黒岩小倉市助役 「北九州五市の合併はどの角度から見ても必然の事だ。」「合併の可否は今更論議の要なく絶対無条件合併とし、今後の問題は唯合併の方法、その時期のみである。」「五市合併の一時的実現が困難だとすれば先づ最も地理的に緊密の關係にある八幡戸畑及び小倉三市の合併気運さへ醸成すれば門司若松両市は自然参加するに至るのではないか。」

鶴田戸畑市長 北九州五市の合併には賛意を表するが「其時期及び方法等に就いては最も慎重な態度を要する。一例せば本市の如き將に緒に就かんとする県営漁港問題があり又若、幡、戸三市を含む洞海湾修築工事があり……其時期としては先づこれ等の諸問題が略解決し若しくは実現する昭和十五年から昭和十六年頃が潮時だと確信している。」

圖師八幡市長 「合併促進には、どうしても各都市間の総合計画的施設経営から歩を進め、更に之れを各都市人土間の精神的握手即ち人の和に及ぼし、ここに各都市人土が欣然合併参加の機運を招来するがほんとうではあるまいか。又これが指導に就いても高圧的であってはならぬ純然たる媒介人の態度であって欲しい。」

田中若松市長 「先づ洞海湾三市の合併をやつて然る後小倉、門司との合併に進むことが実行容易でないかと考へて居たのであるが、三市合併はいはば暫定的のものに過ぎないから此際県当局が肌をぬいで同時に五市合併を断行しようといふのに無論異論はない、大いに賛成である……が問題は其合併の方法である。何れ県から具体案を提示して来るであらうからそれによりて各市とも考慮するであらう。」⁽³⁹⁾

各市会議長の談話もふくめて、これらの諸見解からうかがわれることは、次の二点である。その第一点は、おなじ賛成であっても熱意に差があるということであつて、小倉市リーダーがいちばん積極的で門司市と若松市のリーダーがそれにつぐが、それでも受身の姿勢であることは否定できない。圖師八幡市長の場合には批判的ニュアンスも感じられる。その意見は一つの見識であるといつてもよいであらう。その第二点は、洞海三市合併論と、関門北九州六市合併論とが尾をひいているということであつて、ひかえめな表現ながら各市の合併方針についての差異を感じさせる。門司市長の三市合併論排撃の主張は、それを端的に表現したものといえよう。

つぎに地元商工界リーダーであるが、その傾向も市政リーダーの場合と大差はない。丸橋小倉商工会議所会頭は、「一気に」五市および二町一村の合併をすべきだといひ、入江八幡商工会議所会頭は、「五市の合併は理想としては勿

論賛成であるが、これを現実の問題としてみる時はなかなか前途遠なるものを感じる」といったぐあいである。ただそのなかで出光佐三門司商工会議所会頭は、はっきりと「僕はむしろ六市合併論者だ」と述べている。ついでながら地元最大の大手企業である八幡製鉄所のトップはどうであったかというところ、日本製鉄社長の中井勵作は、「輿論の動向に従ひ無理押ししないことが肝要」とし、洞海三市の合併さえ具体化にいたらなかったことを指摘し、同八幡製鉄所長渡辺義介も、「實際問題として相当困難を伴うことであろう」と語っている。財界人の現実認識がうかがわれよう。⁽⁴⁰⁾

このほかに、注意をひく見解としては次のようなものがあった。その第一は代議士田島勝太郎の意見である。すなわち田島は、「洞海三市と、関門両市と、小倉市の持つ港湾は、夫々違った使命と目的とを持っている。これに依存し活用することによって各市は発展するのであるから、五市合併によって利害衝突するなきを保し難いのは当然である」として、むしろ関門市、小倉市、洞海市の三都市の実現を目指すべきだとした。それは客観的には五市合併論に反対する性格をもつものであったというだけでなく、これまでの合併論の系譜に立ちつつも、その併立的発展を示唆するものであったといえよう。その第二はおなじく代議士の田尻生五の意見であるが、かれは一方で「元来斯様な問題は先ず関係地許において一般の理解と希望を基礎として相当の研究と論議が尽されおもむろに機運の熟するをまつて解決に向ふことが望ましく」としつつも、五市合併が「多大の便益をもたらす」とし、「殊に将来国力の進展に伴ひ帝国軍事上交通上の要衝たる使命を達成する点から言へば五市及下関を打って一丸とする行政区画を結成することは地域的に必然の運命とも考へらるる」とした。ともに選挙民の意向への配慮があることは当然としても、田尻の場合には、より国策上の観点に立っての六市合併論であったということが出来る。ちなみに、田島は民政党の、田尻は政友会の、ともに福岡県第二区選出の代議士であった。その第三は、内務省下関土木出張所長牧野雅楽丞の意見である。

かれは田尻とおなじく「国家的見地よりあくまで関係六市の合併を望んでやまない。」だがそれは軍事上の理由というよりは、「関門港を国際的に飛躍」させ、「西日本交通、経済産業、文化の強力なる大動脈を形成する上から」である。その見方が注意をひくのは、くわえてかれが、内務省の現地出先機関の長であったからにはほかならない。⁽⁴⁾ こうみてくると、五市合併を急ごうとする福岡県当局の姿勢が先行していたことは明瞭である。

第四節 合併運動の顕在化

一、合併工作の進行

福岡日日新聞社がキャンペーンを行っているさなか、福岡県都市計画課は、さらに二つの作業をすすめた。一つは現地都市計画関係者むけの活動であり、いま一つは対中央工作である。すなわち、九月八日には、道路舗装の工法に関する技術実地見学会が、折尾土木管区事務所管内で開かれたが、それは、直接的には五市連絡道路の舗装完成へむけて、五市土木関係職員を指導することを目的とするものであった。前後の経緯と連絡道路の役割とからみて、この行事は、合併気運促進の条件につながるものと考えられていたものと判断してさしつかえないであろう。この見学会は参加者五〇余名を得て、成功裡に終了した。他方、九月一三日、それは小倉―門司間が即時通話となり、関門北九州市間の準即時通話が開通した日であるが、その日東後都市計画課長は、北九州総合都市計画に関する調査資料、内務省指示による若戸トンネル再調査資料、ならびにそれらの予算概算書をもって、中央接衝のため上京した。それは、内務省を中心とする政府当局に、右の事業についての国庫補助を要望するとともに、合併問題への理解と協力を得ることを目的としたものであった。新聞報道によれば、そこでは内務省の行澤都市計画課長に五市の現況視察を懇請し、「中央地方の行政官庁のタイアップ実現」をすすめることが非常に期待されていたといふ。⁽⁴²⁾ つづいて同月一九日には、

関門鉄道トンネルの起正式が盛大に挙行される、といったぐあいである。合併を目指す関係当局者たちの意気は大いに上っていた。そしてそんななかで、さきにふれた大防空演習が北九州を中心として実施されていたのである。

この防空演習は、当初の計画をさらに拡大する形で実施された。すなわちそれは、九月二四日の八幡製鉄所を中心とする燈火管制予行演習にはじまり、同月二七、二八の両日を準備演習とし、二九日に西部防衛司令部を開設するとともに総合大演習統監部を設置し、同三〇日より三日間にわたって、「北九州、南鮮防空大演習」として大規模に実施されたのである。それは、統監に梨本宮元師を迎え、防衛司令官木原中將、幕僚長桑木中將、留守司令官川岸中將の指揮の下、西部方面の陸海軍から鎮海海軍部隊までをふくめた、西部方面あげての軍が、「官・民」を総動員しての大演習であった。当時、日本の軍部は、東京を中心とした東部、大阪を中心とした中部、それに北九州を中心とした西部に、「挙国的防空体制」を三分していたのである。畑山知事は、このときこう語っている。「東京と大阪と、今一つはこの北九州に防衛司令部が出来るということとは、同地域が経済的に、文化的に、如何に重要な地位を占むるかを、明かに物語っているであろう⁽⁴³⁾」と。この防空演習が、合併へむけての知事の最終的な意志決定をもたらしたことは、次のような知事自身の談話にもうかがわれる。かれはのちにこう語ったという。「予てより久留米師団筋よりの懲瀆的なものもあり、特にこの年の九月に挙行された大規模な関門北九州の防空演習を現地に親しく統裁して、国防的見地による北九州の総合統制の必要を痛感して最後の断を下した⁽⁴⁴⁾」と。ただしすでにみてきた経過から明らかのように、この談話を機械的に適用して、九月末を合併工作の転機とすることは正しくない。この言葉は二五年前へ逆のぼっての回顧でもあり、むしろそれはこの時点で知事個人の心中にあったためらいの最後の一片が払拭されたということと、时期的にもう少しひろく、防空演習計画段階をふくめて知事の決意が固まっていたということとの二重の意味で受けとめる方がより適切であろう。

ところで内務省の動向は、県当局者の努力にもかかわらず、そのおもわく通りにはすすまなかつた。北九州の大規模事業計画に対する国庫補助の査定ははっきりしない状況にあり、とくに若戸トンネルについては、その見通しは困難であった。内務省としては、この時期、国防上の観点もあつてのこととおもわれるが、用途別地域制、人口の地方分散、重要都市の密住緩和、重要都市の膨脹抑制を主たる内容とする地方計画を策定しつつあり、そのための都市計画法改正案を準備しつつあつたのである。重要都市に北九州がふくまれることはいうまでもなく、福岡県という合併論は、必ずしもそれに沿うものとはいえなかつたのである。

しかし福岡県の合併工作は、すではずみをつけてすすみだしていた。九月末、平総務部長が滋賀県知事に転出したあと、一〇月から十一月にかけて、県庁内では、昭和一二年度予算編成作業において、国庫補助の見直しもないまま、工業用水計画については日鉄八幡の取水量増加を見込みつつ継続年限の延長をはかり、若戸トンネルについては洞海湾総合計画の追加事業にくりこむことをはかるという苦肉の策をとりつつあつたが、それでも両事業の実現へむけての意欲だけは強かつた。

十一月十七日、新任の玉田総務部長の下で開かれた関係部課長会議は、それまでの経過と情勢の検討を行ったうえで、五市関係市町村組合の組織ならびに合併新市制度に関する協議を行った。ここでは、工業用水および若戸トンネル両事業実現のために、五市地方関係市町村理事者、同議決機関代表者会議の開催をはかることと、合併新市の性格を、名古屋、神戸、横浜の三市と同様の、市制第八二条第三項による、内務大臣の指定した有給区長を有する行政区をふくむ市とすることが確認されたのである。⁽⁴⁵⁾

この会議で決つた方針をもとに、合併工作はいっきよに具体化する。十一月二五日、畑山知事はまず関係五市選出県会議員との懇談会を開いて県案の諸問題を協議し、そのうえで同月二八日、北九州五市二町一村合併に関する関係

者協議会を開催し、合併の必要性を強調して、いっきに関係地元行政・議決機関の協力体制をつくらうとしていくのである。それは文字どおり、県のイニシアチブによる、上からの合併工作であった。

二、合併方針の明示

昭和一一（一九三六）年一月二八日、知事の招請により福岡県庁会議室で開かれた合併協議会は、北九州五市合併を目指す動きが、準備段階から公然たる運動の段階へ移る転機をなすものであった。同協議会に出席したのは、県庁側からは知事をはじめ、総務、労務、経済、土木、警察の五部長、都市計画課、地方課、庶務課の三課長、ならびに都市計画課、地方課の関係技師、事務官等であり、北九州からは五市長、二町村長（企救町長欠席）、五市市会議長、折尾町会議長、五市商工会議所代表（会頭、副会長、理事等）、ならびに地元選出県会議員六名である。地方政治レベルの会議としては、かつてない大規模な会合であったといつてよからう。開会冒頭、畑山知事はその挨拶のなかで、次のような意志表示を行った。

所謂北九州五市合併の問題は最早最後の解決を為すべき時に立至っていると思はれるのでありまして県に於ても種々調査研究を逐げてゐるのでありますが合併断行と云ふことに相成りますれば各市によって夫々の観点から相当の御意見もあることである。うが之を単一の行政区域に編入すると云ふ事は寔に自然の勢いで住民の福利を増進する所以と思ひます只今県が考へて居る主要な点は様式を新設合併とし包含すべき地域は北九州都市計画区域に属する五市及企救町上津役村折尾町の区域とし合併の時期は昭和十三年を以て自治制施行五十周年に相当するので之を記念し自治の再建を期待する為明十二年度中には総べての手續を完成せしめ昭和十三年度早々実施することが適當であらうと考へて居り県として公式には本日初めて之を提唱する次第であります。但し今後之が促進の為一層の研究を積まれまして一日も速に合併の方針決定を見る様切に希望してゐる次第であります。⁽⁴⁶⁾

なお知事はこの挨拶のなかで、北九州用水ならびに若戸トンネル問題については、地元各市が一団となって経営することが最妥当であるとしつつも、それらが一日も速やかに着手を要する事情にあるとして、合併実現までの間、一部事務市町村組合を設置して地元の共同事業とし県がそれにできるだけ協力するというようにしたいと述べている。合併に関する協議は、県側から「合併理由書」が発表され、つづいて「合併資料」についての説明が行われ、そのうえにたつて意見の開陳がなされるというかたちですすめられた。発表された『北九州五市合併ノ必要ナル理由 福岡縣』の要旨はこうである。同文書は、まず冒頭においていう。

北九州ニ相連ル門司、小倉、戸畑、八幡、若松ノ五市ハ日本製鉄株式会社八幡製鉄所ヲ初メトシテ多数ノ大小工場ヲ有シ重工業其ノ他各種工業ノ發達著シク此等工場ノ生産高ハ四億円ノ多キニ達スルノ状況ニシテ加フルニ後方地帯ニ筑豊ノ炭田ヲ擁スル等物資ノ集散ニ活発ナル活動ヲ続ケ居レル門司港、小倉港、若松港（更ニ若松港、戸畑港、西八幡港ニ分ル）ニ於ケル輸出入貿易ハ実二十四億円ニ垂ントシ全国第四位ニ在リ今ヤ此等五都市ハ行政上ノ区画ヲ異ニスト雖地勢上宛然一個ノ工業都市トシテ發達シ戸口ノ増加著シク最近ノ人口六十万ニ及ビ将来一層ノ發展ヲ期待セラルル所ナルガ近時北九州各市合併ノ必要頻リニ論議セラルルニ至リ其ノ現状ニ鑑ミ之ヲ併合シテ一ノ自治体ニ収容シ之カ経営ヲシテ最モ統制的合理的ナラシムルノ必要ヲ痛感セラルル次第ナリ。⁽⁴⁷⁾

これをまくらとして同文書は、「一、合併ヲ必要トスル区域」として、門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、企救町、遠賀郡上津役村、遠賀郡折尾町の名とそれぞれの人口をあげ、「五市三町村、人口六一六、二三四人」とし、「合併ノ時期」を「遅クトモ地方自治制施行五十周年ヲ控フル昭和十二年中ニハ是非完成セシムルノ要アリ」とする。つづいて「三、合併ヲ必要トスル主ナル理由」として、「(イ)合併ニ依リ都市経営ノ統制化ヲ図ルノ必要アルコト」、「(ロ)合併ニ依リ都市ノ経営ヲ合理化セシムルノ必要アルコト」、「(ハ)合併ニヨリ各市対立ノ為生スル弊害ヲ除去スルノ必要ナルコト」、「(ニ)合併ニ依リ財政ノ確立並経費ノ節減ヲ図ルノ必要アルコト」の四点をあげ、最後にこうしめく

表1 合併ニヨル税負担異動ノ状況

合 計	近 接 町 村				北 九 州 五 市					区 別	合 併 後	現 在	比 較		
	計	折尾町	同郡	上津役村	遠賀郡	企救郡	企救町	計	若松市				八幡市	戸畑市	小倉市
三、六八八、八四一	一五〇、一四二	七八、三五八		一六、二九七		五五、四八七	三、七一一、六九九	五六七、〇七一	一、〇九八、二七四	四五八、三五〇	七五〇、六九二	八四四、三二二円	八六三、〇〇六円		円一八、六九四円
三、八六八、八六七	一五九、五二二	五三、七四一		二七、八八七		七七、八九四	三、七〇九、三四五	五九二、八三四	九九五、一四二	五一一、三五八	七四七、〇〇五			九、三五四	二五、七六三
		二四、六一七							一〇三、一三二		三、六八七				五三、〇〇八
二六	九、三八〇			一一、五九〇		二二、四〇七									

出所 『北九州各市及近接町村ニ関スル資料』 福岡県
昭和11年 41頁。

っている。すなわち、「以上述べタルが如ク五市ノ合併ハ經濟上、交通上、産業上最モ緊要事タルノミナラズ国防上ノ要點タル北九州ヲシテ統制アル団体下ニ置カシムルハ軍事上一日モ看過スルコト能ハサル問題ナリトス」と⁽⁴⁸⁾。理由の筆頭に「統制化」をあげ、結語に国防上、軍事上の要請を附しているところなど、国防国家下の官治的発想を端的に表わしているものといつてよからう。

つぎにこのとき配布された「合併資料」は、かねてからの調査資料の集約されたものであって、『北九州各市及近接町村ニ関スル資料 福岡縣』と題する七二頁の小冊子である。その内容は、各市の沿革、面積、人口、吏員、財政、生産物価格、港湾輸出入貨物、公営事業、主要工場、ならびに合併による税負担異動に関する資料からなっている。参考までに、このうち、「合併ニヨル税負担異動ノ状況（其ノ一）」に示された概算数字を示しておくと、表1のとおりである。⁽⁴⁹⁾

協議会は右の資料をもとにしての、渡辺地方課長による詳細な説明のあと協議に入ったが、「門司市資料」によれば、そこにおける主要な意見は次のようなものであった。

八幡市長 北九州五市ハ夫々ノ歴史ヲ有シ又伝統アリ、之ヲ保持スル意味ニ於テモ合併後設置スル区ハ東京、大阪ノ如ク区ガ法人

格ヲ有スルモノタラシムル様研究セラレタシ

門司市長 北九州及其附近合併区域中ニ松ヶ江村ヲ包含シアラザルモ、之ヲ区域中ニ編入セラレタシ

知 事 考慮スベキ旨ヲ約ス

戸畑市長 合併意見ニ賛成ノ旨ヲ述ブ

小倉市長 八幡市長ノ意見ヲ補足シ、賛成ヲ述ブ

若松市長 洞海湾ヲ中心トスル三市合併ノ意見相当有力ナルモ更ニ進ンデ五市合併ヲ為シ得レバ一層賛成ナリ、旧市ヲ区トスル場

合法人格ヲ有スルモノタラシメラレタキヲ述ブ⁽⁵⁰⁾

圖師八幡市長が主張した「法人格ヲ有スルモノ」とは、市制第六条の規定によることを指すものとおもわれる。それは勅令によって指定される市の区であり、区の格がたかく、自主性がより重んぜられるものだったからであろう。なお新聞報道によれば、この時同市長は、法人区問題とならんで税制改革による将来の税関係についての研究を望む

との意見をあわせて表明している。⁽⁵²⁾ その背後にはさきの表1にみられるような、合併すれば税負担の増となるという、八幡市の特殊事情が反映していたとみることができるといえる。この八幡市長の主張に対して、玉田総務部長は、「法人区設置によらずして市制第八十二条第三項の内務大臣指定行政区としても十分に機能を發揮し得られるがなお研究をすることとし税制改正関係については従来通りで支障を来さない」旨答えたといわれる。⁽⁵³⁾ けだし八幡市長の主張を入れれば、合併実現の困難性はたかまるとみただからであろう。

つづいて協議会では、畑山知事より合併についての委員会の設置が提案され、次のような決定が行われた。

北九州及其附近合併ニ関シ県委員会ノ組織方法

一 各市ヨリ県委員会ノ委員ヲ選出スベキ方法左ノ通り

一、市長 一、市会議長 一、商工会議所会頭 一、地元県議員 一、市制第八三条ニ依ル委員中ヨリ五名(町村ハ三名)

二 各市町村ハ市制第八三条ニ依ル委員会ヲ設置シ(町村ハ当該法規ニ依ル)前項県へ選出スベキ委員五名(町村ハ三名)ヲ決定

スルコト

本委員ノ定員数ハ市町村ノ任意ニ依リ之ヲ定メルコト

三 委員ハ十二月二十日迄ニ決定県ニ報告スルコト

このように協議会は、当面の方針として、各市町村は直ちに委員を任命して合併研究を開始すること、そしてその委員会の研究決定をまわって市町村会での意志決定をしていくことを申し合わせたのである。このあと、協議会は北九州工業用水事業ならびに若戸トンネル事業についての協議を行ったが、全体としては、右にみたように、この協議会は、北九州五市合併運動の公然たる出発を画するものであったといえることができる。

三、合併調査委員の設置

かくて福岡県当局は、一月三〇日、総務部長名で各市町村長宛、次のような文書を発した。

合併調査委員設定ニ関スル件

去ル二十八日御参庁ヲ煩シ北九州五市及近接町村合併ニ関シ勸奨相成候結果満場ノ御賛成ヲ経テ関係各市町村ニ合併委員ヲ設置スルコトニ協議致置候処右委員ハ此際可成速ニ選定ヲ了シ遅クトモ十二月二十日迄ニハ其ノ氏名等御報告相成度候
追テ委員設置ニ関スル決定事項御参考ノ為別紙及送附候⁽⁵⁵⁾

一二月に入り、この文書を受けて関係各市町村は合併調査委員を設置していくのであるが、ここでは、参考までに、小倉市の場合の事例を示しておこう。すなわち小倉市では、市長百済文輔が、一月八日、この件の起案にとりかかり、同月一七日、左のような条例の成立をみた。

五市合併ニ関スル調査委員設置条例制定ノ件

県当局ヨリノ徳憑ニ基キ北九州五市及近接町村合併調査委員設置条例別紙ノ通制定相成可然乎⁽⁵⁶⁾

小倉市条例第三号（昭和十一年十二月十七日提出 小倉市長 百済文輔）

北九州五市並近接町村合併調査委員設置条例

第一条 北九州五市並近接町村合併ニ関スル事務ヲ調査研究スル為市制第八十三条ニ依リ臨時委員ヲ置ク

第二条 委員ノ定数ハ十七名トシ左記ノ者ヨリ選定ス

市会議長ノ職ニ在ル者

一名

市会副議長ノ職ニ在ル者

一名

市商工会議所会頭ノ職ニ在ル者

一名

本市選出県会議員ノ職ニ在ル者

二名

九州電気軌道株式会社々長ノ職ニ在ル者

一名

株式会社浅野小倉製鋼所専務取締役ノ職ニ在ル者

一名

市会議員ノ職ニ在ル者

十名

第三条 委員ノ任期ハ本事務調査ノ完結ニ至ル迄トス

附 則

本条例ハ昭和十一年十二月十七日ヨリ之ヲ施行ス⁽⁵⁷⁾

右の文書の冒頭にある「県当局ヨリノ懇懇ニ基キ」という表現に注意されたい。合併にまったく異論なしとされていた小倉市において、なおこうである。県当局のイニシアチブと地元側の受け身の姿勢を容易にみとることができよう。なお合併調査委員には、これに市長が加わり、計一八名であった。ちなみに他の四市では、門司市一九名、戸畑市一三名、若松市一五名、八幡市一八名となっていた。ともかくにも、こうして北九州五市並近接町村合併運動は、県行政ベースの主導下に公然たる動きを開始したのであった。

四、県会の態度表明

このような動きを受けての、昭和一一（一九三六）年県会は、北九州の土木事業についてはかなりのやりとりが行われたものの、合併問題そのものについては、活発な論議をかわしたわけではなかった。わずかに二月二日、社会大衆党の伊藤卯四郎（八幡）が、五市それぞれの特殊性をあげて法人区を主張したのが目につくくらいであった。これはすでに合併それ自体については、県当局の合併準備工作から協議会の発足にいたるまでの既成事実が先行して

おり、それに抗するに足るだけの、反対論の論拠はなく、むしろ合併運動へむけて県会が歩調を揃えることが、暗黙の了解となってきたからにはかならない。

かくて二月二三日、岩松徳太郎外三三名の名による「北九州五市及近接町村合併促進ニ関スル意見書」が提出され、翌二四日、満場一致を以てそれが決議されるにいたったのであった。その内容は次のとおりである。

意 見 書

門司、小倉、戸畑、若松、八幡ノ五市ハ北九州ニ連繫シ我邦交通ノ要衝ヲ占メ産業經濟上將又軍事上極メテ重要ナル地位ニ在ルカ為近時其ノ發展著シク大小ノ工場相連リ百万円以上ノ製品ヲ生産スル工場四十ヲ算シ其ノ生産高ハ実ニ五億円ヲ超フルニ至リ人口ハ附近町村ヲ合シ今ヤ六十一万ニ達シ而モ去十ケ年ニ於ケル人口増加率ハ五割ヲ超ユルノ状況ニ在ルヲ以テ百万ノ人口ヲ擁スルニ至ルハ蓋シ遠キニ非サルヘシ此ヲ以テ本県ニ於テハ之カ躍進的發展ニ備ヘ其ノ綜合的施設計画ヲ要スル事項ニ付テハ洞海湾修築ノ大工事ヲ初メトシテ同地方發展ノ為必至ノ条件ナリト認ムル工業用水ノ統制又ハ若戸隧道の開鑿ニ依ル交通改善ノ問題等ノ如キ重要案件ノ解決ニ努力シ来リタル所ナルカ其ノ驚異的發展ノ状況ニ鑑ミ尚幾多ノ施設計画ヲ要スル事項不尠ト認ムル次第ニシテ此等施設ヲシテ最モ統制的且ツ合理的ナラシメムカ為ニハ各都市対立ノ弊ヲ除去シ渾然一体トナリテ唯一而モ強力ナル団体ヲ形成セシムルヲ以テ契緊ノ重要事ナリト認ムルニ依リ此際右北九州五市及附近町村合併ニ関シ深甚ノ考慮ヲ払ヒ之カ速進ヲ期スルハ単リ同地方發展ノ為ノミナラス延ヒテ本県民全部ノ福利ヲ増進スル所以ナリ而シテ本件ノ如ク夫々發達ノ經過ヲ異ニシ相当古キ歴史ヲ有スル多数ノ都市ヲ合併スルカ如キハ我国未タ其ノ例ヲ見サルトコロニシテ特殊ノ事情アルヲ以テ之カ合併ノ速進ヲ図リ又合併後ニ於ケル自治運営ノ円滑ヲ期セムカ為ニハ宜ロシク市制第六條ニ依リ法人区ヲ設定シ各都市カ有スル特異ノ個性ヲ發揮スルヲ得シムルコト最肝要ナリト認ムルニヨリ此点御含ミノ上合併ノ實現ニ最善ノ措置ヲ講セラレンコトヲ望ム

右本県会満場一致ノ決議ヲ以テ府県制第四十四條ニ依リ意見書提出候也

昭和十一年十二月二十四日

福岡県会議長 添 田 雷 四 郎

内閣総理大臣 広 田 弘 毅 殿

内務大臣 潮 恵之輔 殿

福岡県知事 畑 山 四男美 殿

この「意見書」は、これまで県会において論議されてきた五市合併論の集約であって、地理的条件、産業の発展⁵⁸に及び人口の増加、大規模土木事業の課題等を理由に合併の必要性を開陳している。ただここで注意をひくのは、市制第六条による法人区の設置を主張している点であって（註51参照）、そこには選出県議をとおして地元リーダーの意向が反映されていたとみる事ができよう。県当局と県会とは、足並みが一致しているようにみえて、その実、微妙な見解のくいちがいをしめしていたのである。もとより法人区の設置は、神戸、横浜のレベルではなくて、東京、大阪なみに格付けさせようというものであって、その実現は決して容易ではなかったのである。

第五節 合併運動の停頓

一、内務省の反応

こうして五市合併運動は、県政を主要舞台に、まがりなりにも格好だけは大上段のかまえではじまった。だがその運動は、スタートを切りはしたものの、さしたる進展をみぬまま、はやくも数カ月後には停頓の兆しをみせはじめ。いやむしろ、この運動はスタートを切ったそのときから、すでに停頓の前兆をしめしていたといふべきかもしれない。この点については、かさねて内務省の姿勢をみておく必要がある。なぜなら、この問題の去就を左右する位置

にあった内務省が、昭和十一年一二月段階ではやくも二の足を踏んでいたとおもわれる節があるからである。

内務省が平総務部長を転出させたことについてはすでにふれたが、それをいわば前ぶれとして、内務省は、一二月県会が終るその時点で、合併運動の事実上の中心的リーダーであった東後琢三郎を勇退させる。東後のはたしてきた位置と役割については、すでにこれまでの叙述からして明らかであろう。それをもっともかんじんな段階で離脱させたのには、一定の意図があったのではあるまいか。東後は大阪市土木部に転じ、かわりに東京土木出張所から片野道蔵が都市計画課長兼経理課長として栄転してきたが、片野にとつて福岡県はまったく未知の土地だったし、いきなり東後の代役がつとまろうはずはなかった。福岡県会が合併要請決議を行ったその日（一二月二四日）に東後が退いたのは、この運動の前途を象徴する出来事であったといつてよい。

この頃、政府は重要課題として議員制度改革と地方行政機構改革の問題をとりあげ、その審議を潮内務、林司法、島田農林、小川商工、永田拓務の五大臣を以て組織する「五相会議」に付託していた。「五相会議」は、昭和十一年一月四日の第一次会議以来、同年一月一七日、一月二〇日、一月二一日、一月二八日、一月二五日、一月二九日、翌十二年一月一五日、と九次にわたつて精力的な審議を重ねていたが、そこでの審議の中心は東京都制案をめぐるであつて、関連しての特別市制案についての論議も、もっぱら東京をのぞく五大都市に對象が限定されていて、北九州合併の問題などについてはふれられることさえなかった⁽⁵⁸⁾のである。この「五相会議」の推進主体が内務省であつたことを考慮に入れればなおのこと、少なくとも北九州合併問題に内務省が乗り気になつていなかったことだけはたしかだといわなければならない。

二、「合併聯合委員会」の開催

ところで、年があけて、各地元関係市町村においてはそれぞれ合併委員会の成立をみ、そのうえにたつて、公式の全体会議としての「合併聯合委員会」が、二月六日、県庁会議室において開催された。この会議の出席者は、地元側から、五市二町一村の、各市町村長、各市町会議長、各商工会議所会頭、各市選出県會議員ならびに各市町村合併委員代表、計六〇名、県庁側から、知事ならびに総務、学務、土木、警察、経済の各部長、地方課長および同課関係職員、それに熊本通信局からの高橋書記官によって構成されていた。

「合併聯合委員会」は、知事の挨拶のあと、当面の方針について協議に入ったが、そこではもはや合併そのものについての疑義をさしはさむ余地はなかった。参考までにこのとき、県当局が配布した「合併ニ依ル利益」なる文書の内容を示しておこう。

合併ニ依ル利益

一 事業ノ統制合理化ニ依リ重複投資ノ弊ヲ矯メ経費ノ節減ヲ図リ財政ノ基礎ヲ確立シ得ルコト

例 ○公園、運動場、上下水道等ノ保健施設費

○伝染病院、火葬場、墓地、結核療養所、汚物処理等ノ衛生施設費

○養老院、救護院等ノ社会事業施設費

○中央卸売市場、屠場、家畜市場等ノ費用

○調査、研究其ノ他ノ事務的経費

二、将来施設ヲ要スル事業ニ必要ナル経費ノ捻出容易ナルカ為新規事業ノ起興ヲ促進シ得ルコト

例 ○消毒所（貸家其他）ノ如キハ大都市ニ於テ之ヲ経営セハ相当ノ利益ヲ得ルコト容易ニシテ之ヲ以テ維持費ノ捻出ニ困難ナ

ル結核療養所等ノ財源ニ充当スルコトヲ得ヘシ

○各種事業費ノ財源タル市債ヲ有利ナル条件ヲ以テ借入ルルコトヲ得ヘシ

- 三、交通機関其他都市的施設ノ統制連絡ヲ期シ得ル為近代都市ノ建設ニ容易ナルコト
 - 四、各市対立ニ伴フ各種ノ弊害ヲ除去シ地方開発ニ資シ得ルコト
 - 五、市内転住ニ伴フ選挙権ノ行使又ハ納税ノ不利不便ヲ除去シ得ルコト
 - 六、電信、電話、郵便料金ノ低減ヲ図リ通信ノ利便ヲ増大シ得ルコト
 - 七、都市ノ社会的地位ヲ増大シ国ノ施設ヲ六大都市並ニ期待シ得ヘキコト⁽⁶⁰⁾
- つづいて県当局は、あらためて協議事項を提案したが、その内容は次のとおりであった。

合併ニ関スル地域、合併ノ方法及時期ニ関スル協議事項

一 合併ノ地域

北九州都市計画区域ニ属スル五市及企救町、折尾町、上津役村ノ区域トスルコト

二 合併ノ方法

関係市町村ノ全部ヲ廃シ新ニ市ヲ設置スルコト、但シ市名及市役所ノ位置ハ県ニ一任スルコト

三 合併ノ時期

自治制発布五十周年ニ相当スル昭和十三年四月一日迄ニ合併ヲ実現スルコト⁽⁶¹⁾

協議においては、これに先立って法人区設置の問題についてやりとりが行われたが、その件については関係市町村の総意を以て内務省を動かそうということになり、県提案の三項目については、一について、芦屋町、企救郡全部、遠賀川東岸町村の編入等の意見が出たものの、結局、都市計画区域に限定することとなり、二についても県の提案を承認し、三については、三月末までに各市町村が意見をまとめて県に報告し、その結果によってさらに合併運動をす

すめようということになった⁽⁶²⁾。大体において、門司、小倉、若松は異議がなく、八幡は法人区設置の要望が強く、戸畑は慎重な姿勢を示していた。しかし、かたちはともかくとして、内容的には法人区設置をめぐる姿勢において、依然として地元と県当局との間にひらきがあったことは否めない。この点については、このあと門司市などでも「法人区の設置が、合併の進展に大きな影響があるとの観点から、東京市政調査会や、五大市に照会して、区に関する調査研究を行なった⁽⁶³⁾」という。しかしこのこととやらんで、同時に見逃してならないことは、ここでも県の主導性が一貫して変るところがなかったということであって、逆にいえば、それだけ地元市町村の主体性は弱かったということである。そんななかで、市名や市役所の位置も県に一任し、合併実現の期日をわずか一年後に設定する、などという机上プランがまかりとおっていったのであった。そのこと自体のなかに、すでに運動崩壊の要因は胚胎していたとみなくてはならない。

三、運動の挫折

三月に入ってからからの動きをみると、こうである。昭和一二年三月二日、帝国議会予算委員会第二分科会（内務省所管）において、地元選出代議士末松借一郎は、関門トンネル問題をとりあげ、五市合併問題や洞海湾修築問題についてふれるところがあったが、内務省は関門トンネル問題については予算三〇万円を計上している旨答えたものの、五市合併問題については、とくに反応を示すということとはなかった⁽⁶⁴⁾。その頃上京していた後藤門司市長は、帰任後、関門国道トンネルについては、「かねての方針通り施行されるから産業道路の充実といふ地元の念願は遠からず達成されるわけにて萬々歳である」と語っているものの、五市合併問題については「例の法人区設置の問題について研究し……」と述べるにとどまっている⁽⁶⁵⁾。

三月一七日、畑山知事や坂本土木部長、片野経理課長ら県当局は、戸畑市公会堂に五市の市長、市会議長を招致して、洞海湾総合計画の地元負担金問題に関し協議を行ったが、洞海湾浚渫費の地元負担金五〇万円の洞海三市負担については格別の問題はなかったが、若戸トンネル開鑿費五五〇万円の一割五五万円の負担をめぐっては、若松市をのぞく他の四市の反応はまちまちであり、トンネルの必要性なしとするところもあったという。⁽⁶⁶⁾このことは、地元政治リーダーの間でさえ、五市の一元化への姿勢が煮つまっていたことを物語っている。なぜなら、若戸の直結ルートの開発は、五市合併の促進条件となることは明白だったからである。そして事実、五市合併問題に対する、このような地元の足なみの乱れは、はやくもこの三月の末にはあらわとなった。なぜなら、「合併聯合委員会」での、三月末日までに地元の意向をまとめて報告するという申し合せが実行されなかったからである。

五市のうちでそれを実行できたのは、若松市と小倉市だけであった。すなわち若松市は三月二五日、「予テ御協議相成居候北九州五市及隣接町村合併ニ関異議無之候条意見開申候也」⁽⁶⁷⁾と答申し、つづいて小倉市も三月三一日付で次のような意見答申を行った。

北九州五市並附近町村合併ニ関スル意見答申

予テ御協議ニ頼リ居候標記ノ件ニ対シ本市トシテハ市会ノ大勢ハ原則トシテ合併ニ異議ナキ事ニ相成居候条御諒知相成度此段意見及申候也⁽⁶⁸⁾

この意見答申の内幕を調べてみると、原案は三月二九日に起案され、同三〇日に市長決裁となっているのであるが、同原案は二カ所の修正を受けている。すなわちその一は、「原則トシテ」の文言が挿入されたことであり、その二は「御取計相成度」が「御諒知相成度」と訂正されたのがそれである。⁽⁶⁹⁾まえの修正点は若干の疑義の存在を考慮してのことであろうし、あとの修正点もニュアンスはちがうが、原案よりもやや消極的になっていることは否めない。

では他の三市はどうであったかというところ、戸畑市は、四月一九日になって次のような答申を行っている。

北九州五市二町一村合併ニ関スル市会ノ意向御尋相成居候ニ付去ル二月市會議員協議会ヲ開キ協議致候処左ノ通決定致候ニ付此段内申候也

記

北九州五市二町一村ノ合併ニ就テハ大体ニ於テ異議ナシト雖モ其ノ方法時期ニ就テハ尚ホ慎重考究ノ要アリ⁽⁷⁰⁾

「慎重考究ノ要アリ」とは、すぐ動きだすわけにはいかないということであろう。さらに門司市と八幡市の場合には、前者には関門北九州六市合併論への志向があり、後者には法人区への執着があつて、ともに意向を一本にまとめ答申するまでにはいたらなかつたのである。

こうなると、合併運動は、地元の意向答申をまけて次の段階へすすむとなつていただけに、当然のことながら腰ぐだけになるほかはなかつた。まさに「龍頭蛇尾」とはこのことをいうのであろう。

四、国策と世論の動向

ただそうしたなかにあつても、関門トンネル計画につづいて、洞海湾総合計画の方は着々と軌道にのつていた。四月一三日、総工費一一九五万円の巨費と五年の歳月をかけての、洞海湾総合開発計画の起工式が、戸畑市川代海岸広場で盛大に挙行されたのはその端的なあらわれであつた。この起工式には千名にのぼる地元代表のほか、内務大臣代理赤松土木局長、河本会計検査院部長、島岡門鉄局長、谷岡門司税関長、高西大阪、三浦下関両土木出張所長、港湾協会長代理鶴岡協会幹事長、松村下関要塞司令官、田尻陸軍運輸部附少将、出光貴族院議員、芳賀元貴族院議員、君島九大名誉教授らをはじめ、知事以下の県当局幹部が多数出席している。けだしこの計画が「躍進日本の産業戦線

に重大役割を占める」（『福岡日日』）との観点があったからにはかならない。いうなればそれは、国策の一環にはかならなかったからである。そこへいくと、北九州五市合併計画は、国策の路線にはなっていなかったものであり、それだからこそまた、地元の意志を結集するに至ってはいなかったのであった。ちなみにこの四月、日本全土は第二〇回総選挙の下にあり、なかでも北九州は激戦区であって、四月三〇日の投票では、洞海三市をふくむ福岡県第二区では社会大衆党が民政党を抜いて政友会につぐ得票（三三三、七七四票）をしめし、門司、小倉をふくむ第四区でも社会大衆党が田原春次を当選させていた。選挙は全体として、棄権率の増大とともに、昭和会をはじめとする林内閣の与党系勢力の敗北と社会大衆党の進出によって特徴づけられており、民意の動向は不安定であって、それは北九州においても例外ではなかったのである。

昭和一二年初頭、北九州では物価の上昇に対応した労働組合や沖仲仕組での賃上げ要求があいついでいた。一月には日鉄従業員組合をはじめ、東洋セメント小倉工場、若松港労力請負業連合組合、戸畑市新川貯炭場近藤組などが、二月には小倉鉄道機関庫部員、日本海員組合関門北九州各支部、八幡製鉄所職夫全体集会などがそれぞれ待遇改善を叫ぶといったぐあいである。率直にいうと、大衆には当面の生活の方が関心のまゝであつたし、合併問題をかえりみる余裕などなかったというのが実相である。しかもそうしたところへもってきて、上からの、強権的な戦時体制への移行がすすんでいたのが実相であつた。北九州において、この年のメーデーが禁止されたのは、その端的なあらわれだつたといつてよからう。そしてそれは、七月七日、日中戦争が開始されたことによつてさらに決定的となつていった。九月初旬には、この年、労働争議の激化が憂慮されていたが、時局の認識が深まるにつれてそれが急速に減少したことを新聞は伝えている。⁽⁷¹⁾北九州市民の眼が戦争にむけられるようになればなるほど、合併論議がそれだけ遠ざかつていったことはいふまでもない。市民の素朴な実感からすれば、合併問題など実はどうでもいいことなのであつた。

五、宇賀田教授の批判

最後に、以上のような第一次北九州五市合併運動を、当時、合併論を中心に検討し、五市合併論に対する批判的見地をしめした、宇賀田順三教授の所説にふれておかなければならない。「北九州五都市合併問題の検討」⁽⁷²⁾と題する長文の論稿がそれであるが、それは学術上の一論文であるにとどまらず、行政学的な面からの研究論文がほとんどなかった状況のなかでの、帝国大学教授の大論文であったことや、それが発表されたタイムリーな時点（昭和一二年九月）ともあいまって、事実上、政治過程のなかでの権威ある批判という役割をもち、運動挫折への駄目押しとなったからである。では、宇賀田教授はどのような所論を展開したのであろうか。

宇賀田は、「北九州五都市合併の根拠を衝けばそこには、いまだ明白な合併の理論が示されてゐない」⁽⁷³⁾というところから出発する。かれはまず、「北九州五都市の成立及びその発展」を概観したうえで、「北九州五都市合併論及びその反対論」を典型的に分類化し、その一つ一つについてコメントをくわえた。この、宇賀田による類型化の構図を整理してみるとこうなる。

合併論

一、即行論

1 常識論

- (1) 地理的見地から論ずるもの
- (2) 行政的見地から論ずるもの
- (3) 経済的見地から論ずるもの

2 六都市合併論

3 統制論

- (1) 港湾統制の必要から論ずるもの
- (2) 行政統制の必要から論ずるもの
 - (i) 事務統制から論ずるもの
 - (ii) 施設統制から論ずるもの

二、漸進論

- 1 時間的漸進論
- 2 方法的漸進論（洞海三市合併先行論）

反対論

一、現状維持論

- 1 行政的現状維持論
- 2 職能的現状維持論
- 3 政治的現状維持論

二、組合設置論

三、地方計画論

宇賀田によれば、「職能的現状維持論」とは五市がそれぞれの職能的特異性をもってそれぞれに発展することが望ましいとする主張であり、「政治的現状維持論」とは、市会ならびに県会議員選挙の選挙区と議員数を尊重すべしとする議論である。また「組合設置論」とは市制（第八章、市町村組合）の定めるところによって五市の共同事務処理のため組合を設置すればよいとの見解であり、「地方計画論」とは、五市の独立を尊重しつつその複合体の設定をめざす

地方計画によるべしとの主張である。念のためにいえば、このような分類化は、論点の整理という点では有効性をもつものの、客観的な事実認識という点では誤解を生じさせやすい。さきに紹介した東後の所説をみてもわかるように、まとまった合併論ともなれば、右の類型のどれかに分類できるほど単純ではないからである。合併論も反対論も実際にはともに複数の類型にまたがるものであることを指摘しておこう。筆者が宇賀田のこの分類によらないのはそのためである。

このうち宇賀田がもっとも重視しているのは、合併論の一の3の(ii)（施設統制から論ずるもの）と、おなじく合併論の二の2（洞海三市合併先行論）である。前者は、「都市計画の統制的立場から北九州五都市を合併せんとする」ものであり、合併論のうち、「最も具体的意義を持つもの」⁽⁷⁴⁾であり、「最も傾聴せらるべきもの」であり、後者は、五つの理由（新市であること、洞海湾に面していること、職能的特異性、行政的統合可能規模のものであること、選挙区制において同一地盤に立つこと）によって、「極めて傾聴すべきものをもつ」⁽⁷⁵⁾というのである。しかし宇賀田は、東後琢三郎が代表するという前者の議論については、①合併論とならんで地方計画論も成立しうること、②合併の価値を過重評価するおそれがあること、③現行法上の都市計画の無力を単一行政区画の実現によって補せんとするものであること、の三点をあげて検討の余地を残す⁽⁷⁶⁾としている。

合併論と反対論についてのこうした検討を行った宇賀田はつぎに「北九州五都市の特異性」について説明し、そのうえに立っておのれの見解をこう結論づけた。「北九州五都市の合併は俄かに賛成し難い所であるが、三都市、即ち戸畑、八幡、若松の合併は直ちに賛成である」⁽⁷⁷⁾と。

宇賀田の議論は、その結論部分においても、「元来、私は非合併論者である」といい、「北九州五都市即時合併は、市民の精神生活を破壊して物的生活に没入せしめ、自治生活に代へて官治生活を導く虞あり」としているかとおもう

と、「将来の五都市合併は可能且適當」とし、都市には自治精神を核心とする都市と職能を根底とする都市の二種があり、五市は「その職能的都市たることを承認するのは当然でなければならぬ」とする、といったぐあい、必ずしも論旨が一貫しているとはいえない。⁽⁷⁸⁾ 一方における地方自治論と他方における国策上の要請の承認とが、そこに交錯しているのである。しかしそれにもかかわらず、当時、ほとんどの議論に住民自治論が欠如していた状況のなかにおいて、「市町村は住民の生活的団体である」ととらえ、「自治は市民生活に不可欠」とし、「区域の拡張は、仮令都市の型を整備し得る場合があつても、市自治の運行を容易ならしめ得るものではない」という観点を示したのは、一つの見識であつたといつてよい。まがりなりにも、この観点があつたればこそ、宇賀田は昭和一一年から一二年にかけての動きに対して、次のような核心をついた指摘を行うことができたのであつた。すなわち、

殊に、本稿脱稿後の本問題は、著しく合併促進へ向けられている如くである。しかも、特に、この場合に於て、指摘しなければならぬのは、かくの如き合併促進が常に主として福岡県庁当局に依つてなされてゐることである。いはば、北九州五都市合併は、福岡県庁当局の指示の下に進行されつつあるやの観を呈してゐる。だから、その意味に於て云へば、現在進行しつつある北九州五都市合併は自治的工作でなくして官治的工作である。北九州五都市の内部から盛りあがってくる合併の機運に乗じたものでなく、北九州五都市の外部からの呼び声に依つて企図されつつあるものである。⁽⁷⁹⁾

おわりに

この宇賀田の指摘が的を射たものであることは、これまでの分析に照して明らかであろう。昭和一二（一九三七）年の秋は、「官・民」の耳目があげて大陸での戦争にむけられつつあつた時期であつた。福岡

県では、九月一四日、畑山知事は国民精神総動員の指令を受け、一〇月一三日からは国民精神総動員強調週間が実施され、市町村長の招集につづいて県下二一カ所での講演集会が開かれていく。わが国ではじめての警戒警報が西部防衛管区に発せられたのは一月一日のことであった。そうしたなかにあつて、おなじ官治的工作であっても、県当局の一人角力にすぎなかったこの合併運動が、急速に忘れられていったのはむしろ当然であった。いってみれば宇賀田論文は、その運動崩壊への挽歌であつたといつてもいい。そして、運動のリーダーたちがこの論文を手にした頃、トップ・リーダーであつた畑山知事はあっさりと退任をしていくのである。官僚サイドから見れば、それは「帝国地方行政」の数多い幕間のなかのちよつとした寸劇にすぎず、その合併劇への参加者たちは、大衆という名の観客をひきつけるためのエキストラにはかならなかつた。だが観客がおどらず、演出者も気乗りうすということであれば、寸劇はいつひっこめてもよいのであつた。しかし一部の大真面目だつた地元リーダーにしてみれば、そうはいかないむきもあつただらう。一二月県議会での栗林議員（民政党）の質問などは、そのあらわれだつたといつてよい。かれは問いたしたのである。五市合併に乗出した県の意思に反して、地元の合併聯合委員会の委員に熱が足らず活動が頗る鈍い。最近県首脳部の更迭があつたが、赤松新知事の五市合併に対する方針と信念如何と。⁸⁰だがそれはしよせん、のれんに腕押しとなるほかはなかつたのであつた。

こうして、第一次五市合併運動、というといかにももっともらしいが、県当局幹部の組みたてた合併劇は、おそくとも昭和一二年秋には、地元参加者をそのままにして崩れ去つていくのである。

(1) 北九州市『北九州五市合併の記録』昭和三八年七―一頁。福岡県『北九州五市合併の記録』昭和三八年 七―一頁。後者は前者とまったく同じものであつて、刊行機関名をかえただけのものである。

(2) 高瀬嘉一郎編『大都市制度史(資料編)Ⅲ』昭和五十一年、大都市制度史刊行会 七九八―八〇三頁。

- (3) 門司市役所『門司市史第二篇』昭和三八年 門司市役所 四八五～五二二頁。
- (4) 小林安司『北九州五市合併問題の歴史的展開』一九六一年 北九州大学産業社会研究所 一～六七頁。ただし、この小冊子は、合併運動の歴史をあつかった最初にしてほとんど唯一の論稿であって、そのかぎりでの意義を認めるのにやぶさかではない。現段階での公式記録も、これによっているものと思われる。
- (5) 宇賀田順三『北九州五都市合併問題の検討』九州帝国大学法文学部『十周年記念 法学論文集』一九三七年 岩波書店 一六三～二七九頁。この論文については本稿第五節の五、ならびに註(72)以下を参照されたい。
- (6) 東後琢三郎『北九州地方計画』『都市問題』第一八巻四号(昭和九年四月号) 一二五頁。
- (7) 『福岡日日新聞』昭和九年四月二〇日。
- (8) 同紙 昭和九年一月九日。
- (9) 小林 前掲書 八頁。
- (10) 同書 同頁。
- (11) 『内務省史』も、地方行政機構において、総務・学務・経済・警察の四部必置制がとられるようになるのは、昭和一〇年からであると記録している。大霞会編『内務省史』第二巻 昭和四五年 地方財務協会 九二頁、一一九頁、参照。
- (12) 『福岡日日新聞』昭和一〇年二月二五日。
- (13) くわしくは、前掲『大都市制度史(資料編)』I 二四四～二五四頁、参照。
- (14) この知事の「奏上」は、天皇が地方長官一同を宮中豊明殿に招いて会食をしたあと、個々に地方民情について聞かれたときのこと、畑山知事は福岡県の問題として、県南の旱害問題とやらんで北九州合併問題を取りあげたのである。したがって時間的には極めて短かいものであったとおもわれる。『大阪毎日新聞西部毎日』昭和一〇年五月四日、ならびに『福岡日日新聞』昭和一〇年五月四日、参照。
- (15) 『福岡日日新聞』昭和一〇年六月八日。
- (16) 柴田徳雄『北九州五市合併の諸問題』『都市問題』第二〇巻六号(昭和一〇年六月号) 一三頁。
- (17) 同 一七頁。
- (18) 同 一七頁。

- (19) 同 一九頁。
- (20) 東後塚三郎「都市計画より観たる北九州五市合併問題」『都市公論』昭和一〇年六月号 一七七頁。
- (21) 同 一七九頁。
- (22) 同 一八〇―一八一頁、参照。
- (23) 同 一八一―一八二頁。
- (24) 福岡県『昭和十年福岡縣通常縣會議録』一三三―一三四頁。
- (25) 同會議録 一四一―一四二頁。
- (26) 『福岡日日新聞』昭和一二年七月一七日。
- (27) 同紙 昭和一一年六月一四日、ならびに昭和一二年八月六日、参照。
- (28) 同紙 昭和一一年八月二日、参照。
- (29) 同紙 昭和一一年八月二六日。
- (30) 同紙 昭和一一年九月四日、参照。
- (31) 同紙 昭和一一年八月二七日。
- (32) 同紙 昭和一一年九月四日、参照。
- (33) 同紙 昭和一一年八月二七日、参照。
- (34) 同紙 昭和一一年九月三日。
- (35) 同紙 昭和一一年九月四日。
- (36) 同右。
- (37) 同紙 昭和一一年九月九日。
- (38) 同右。
- (39) これらの新聞談話は、いずれも福岡日日新聞社が行ったキャンペーン「北九州五市合併協力譜」の紙面（昭和一一年九月四日―九月一七日）に順次掲載されたものである。したがって出所は右の期間の同紙紙面による。
- (40) 右に同じ。

- (41) 右に同じ。
- (42) 『福岡日日新聞』 昭和十二年九月二三日。
- (43) 同紙 昭和十一年九月二六日。
- (44) これは畑山知事の生前に、小林安司が直接聴取したものである。小林 前掲書 一三頁。
- (45) 市制第八二条とは次のような規定であった。
- 第八十二條 第六條ノ市ヲ除キ其ノ他ノ市ハ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得
前項ノ區長及其ノ代理者ハ名譽職トス市公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ市長ノ推薦ニ依リ市會之ヲ定ム
内務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラス區長ヲ有給吏員ト爲スヘキ市ヲ指定スルコトヲ得
(第四項ハ省略)
- (46) 『福岡日日新聞』 昭和十二年一月二十九日。
- (47) 「北九州五市合併ノ必要ナル理由」 福岡県 昭和十一年。なおこの内容は猪間驥一によって、『都市問題』 第二四卷 第二号 (昭和十二年二月号) に発表された。また小林 前掲書もこれを収録している。
- (48) 同右、参照。
- (49) 前掲「北九州各市及近接町村ニ関スル資料」 参照。なお、税負担異動の状況については、本文に示したもののほか、税種目別、各市別の数字が「其ノ二」「其ノ三」として示され、その計算方法が附記されている。
- (50) 前掲『門司市史第二篇』 四八七頁。
- (51) 市制第六條の関連条文は次のとおりである。
- 第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス其ノ財産及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス
(第二項ハ省略)
- ちなみに当時法人格を有する区をもっていたのは、東京、大阪、京都の三市であった。
- (52) 『福岡日日新聞』 昭和十一年一月二十九日。
- (53) 同右。

- (54) 前掲『門司市史第二篇』 四八七～四八八頁。
 - (55) 福岡県総務部文書「地第三二九五号」 昭和十一年一月三〇日。
 - (56) 小倉市役所『五市合併関係書綴』（ペン書き記録）より。
 - (57) 同 関係書綴（タイプ記録）より。
 - (58) 福岡県『昭和十一年福岡縣通常縣會議議録』 一〇三七～一〇三九頁。
 - (59) 前掲『大都市制度史（資料編）Ⅰ』 八六八～八七一頁、参照。
 - (60) 前掲『門司市史 第二篇』 四九〇頁。
 - (61) 同書 同頁。
 - (62) 『福岡日日新聞』 昭和十二年二月七日。
 - (63) 前掲『門司市史第二篇』 四九一頁。
 - (64) 『福岡日日新聞』 昭和十二年三月三日。
 - (65) 同紙 昭和十二年三月六日。
 - (66) 同紙 昭和十二年三月一八日。
 - (67) 若松市『若松市會議事録』 昭和十二年 より。
 - (68) 小倉市『小倉市會議事録』 昭和十二年 より。
 - (69) 前掲 小倉市役所『五市合併関係書綴』（ペン書き記録）より。
 - (70) 戸畑市『戸畑市會議事録』 昭和十二年。なお、小林 前掲書 五八頁、参照。
 - (71) 『大阪毎日新聞西部毎日』 昭和十二年九月三日。
 - (72) 宇賀田順三「北九州五都市合併問題の検討」九州帝国大学法文学部『十周年記念 法学論文集』一九三七年 岩波書店。
- この論文は宇賀田によれば、昭和十一年二月二〇日に脱稿されていたのであるが、ほぼ一年後（昭和十二年三月一四日）に「附記」をつけ、昭和十二年九月二〇日に発表された。全文一一七頁におよぶ長文のもので、当時においては、それまでに公開されていた北九州合併問題に関するさまざまな小論のいずれに対しても、「決定版」ともいべき位置をしめたとと思われる。

第一次北九州五市合併運動の考察（徳本）

- (73) 同論文 同書 一六五頁。
- (74) 同論文 同書 一九九頁。
- (75) 同論文 同書 二一三頁、参照。
- (76) 同論文 同書 一九九～二〇二頁、参照。
- (77) 同論文 同書 二五七頁。
- (78) 同論文 同書 二五七～二六七頁、参照。
- (79) 同論文 同書 二七六頁。
- (80) 『朝日新聞』 福岡県版 昭和二年二月九日参照。